

総務委員会会議録要旨

開会日	平成30年5月15日(火)午前10時30分
閉会日	平成30年5月15日(火)午前10時46分
場 所	長久手市役所西庁舎 第7・8会議室
出席委員	委員長 さとうゆみ 副委員長 山田けんたろう 委 員 上田 大 岡崎つよし 加藤和男 吉田ひでき
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 青山 均 総務部次長兼財政課長 浦川 正 税務課長 近藤泰介 課長補佐 正林直己 収納課長 高木昭信 計 6人
職務のため出席した者の職氏名	委員外議員 青山直道 議会事務局長 福岡隆也 主幹 貝沼圭子 書記 浅井良和
会 議 録	別紙のとおり

委員長 開会宣言

市長 あいさつ

承認第1号

税務課長 承認第1号 長久手市税条例の一部を改正する条例について説明

上田委員 バリアフリー改修の減額措置の対象は特定建築物ということだが、具体的にどのようなものか。

税務課長 当該家屋が「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に特別特定建築物として「劇場」「演芸場」「集会場」「公会堂」と定義されており、これに基づくものが該当すると考えられる。

上田委員 個人の持つ空き家を今後集会場として使うためにバリアフリー化する場合は対象となるのか。

税務課長 劇場などの文化施設を所管している文化庁は300席というスケールを想定している。改修して新たに活動を始めようとするものは今回の対象にはならない。

上田委員 最終決定する上級官庁は具体的にはどこか。

税務課長 確認中であるため明確な答えはできない。

岡崎委員 わがまち特例の定義を改めて伺いたい。

税務課長 地方税法に規定されている固定資産税の特例措置の一部について、法律が定める範囲内で各自治体が特例率を条例で定めることができる仕組みのことである。

岡崎委員 今回の改正に該当する特例措置は、どのようなものか。

税務課長 雨水貯留施設、津波防災に係る避難家屋などであり、概ね現状で本市

においては想定されていない。

岡崎委員 想定されないということは、条例で特例率を定める必要がないということか。

税務課長 税条例として法改正には逐次対応し、条文の修正または新たに記載するものと判断しており、現状での該当の有無にかかわらず特例率は定める方向である。

岡崎委員 今回の改正に該当する項目の特例率はどうなるのか。

税務課長 今回の専決処分において一度条例から除き、市として率を決定し、平成 30 年第 2 回定例会に提出する議案の中で示したい。

岡崎委員 本市で、特別土地保有税が課税されている土地はあるのか。

税務課長 もともと土地投機による地価高騰の抑制を目的として、昭和 48 年に特別土地保有税の制度が創設された。基準面積 5,000 平方メートル以上の大きな土地に対して課税されるが、平成 15 年度以降基本的に新規課税は全国的に停止されており、当市でも現在課税物件はない。ただし全国的に見ると徴収猶予中の納税義務者がいることなどから税法上の記載は残らざるを得ないため、法改正にあわせて条例を改正する。

さとう委員 平成 30 年度税制改正において、文化庁は 300 席程度の規模としているが、文化庁が今回の改正だけ 300 席としているのか、それとも法律上 300 席と規定されているのか。

税務課長 文化庁からの要望段階で 300 席という具体的な数字が出ている。上級官庁に確認をしているが、具体的に面積や 300 席についての回答は得られていない。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物であると同時に実演芸術を実際に行うという文部科学省の認定も条件としている。ハード面とソフト面の両方が加

味されるということが読み取れるため、納税者からのお問い合わせに答えられるように調査を進めていきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

承認第1号は、賛成全員で原案のとおり可決

承認第2号

税務課長 承認第2号 長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例について説明

岡崎委員 土地に係る負担調整措置とはどのようなものか。

税務課長 現在、固定資産税・都市計画税を課税する土地の価格は、地価公示の7割をめどに評価することとされている。ただし、過去においては自治体ごとに評価基準が異なっており、土地によっては本来の価格よりも、課税標準額が大幅に安く評価されている土地がある。負担調整措置とは、そのような土地の納税者の負担が一気に増えないように、なだらかに上昇させながら本来の課税標準額に近づけていくことであり、平成9年度から設けられている。

岡崎委員 本市の現状はどうなっているのか。

税務課長 本市の傾向としては概ね本来の課税標準額に近づいている。

さとう委員 今後、バリアフリー改修された劇場について申告があった場合、都市計画税の減税措置の割合はどのぐらいか。

税務課長 税額の3分の1が減額される。

質疑及び意見は終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

承認第2号は、賛成全員で原案のとおり可決

委員長報告は委員長及び副委員長に一任することを確認

委員長 閉会宣言

午前10時46分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成30年5月15日

総務委員会委員長 さとうゆみ